

2026年8月14日

各 位

会 社 名 かがやきホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 稲 垣 靖
(コード番号：624A 名証ネクスト)
問 合 せ 先 取締役管理本部本部長 岡 本 和 也
(TEL 03-6258-0570)

新株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2026年8月14日開催の当社取締役会において、当社普通株式の名古屋証券取引所ネクスト市場への上場に伴う新株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行の件

- | | | |
|--|---|----------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 140,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（2026年8月31日の取締役会で決定する。） | |
| (3) 払 込 期 日 | 2026年9月17日（木曜日） | |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2026年9月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 | |
| (5) 募 集 方 法 | 発行価格での一般募集とし、東海東京証券株式会社、株式会社SBI証券、Jトラストグローバル証券株式会社及びあかつき証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、本公募による新株式発行を中止する。 | |
| (6) 発 行 価 格 | 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2026年9月9日に決定する。） | |
| (7) 申 込 期 間 | 2026年9月10日（木曜日）から
2026年9月15日（火曜日）まで | |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 | |
| (9) 株 式 受 渡 期 日 | 2026年9月18日（金曜日） | |
| (10) 前記各項を除くほか、本公募による新株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | | |
| (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|-----------------|---|---------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 60,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 愛知県名古屋市中村区千種区
稲垣 靖 | 60,000株 |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向け売出しとし、東海東京証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1.における発行価格と同一とする。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1.における申込期間と同一とする。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における申込株数単位と同一とする。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における株式受渡期日と同一とする。 | |
| (8) | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の新株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | |

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | |
|-----------------|--|-------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 30,000株（上限） |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
東海東京証券株式会社 | 30,000株（上限） |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向け売出しである。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1.における発行価格と同一とする。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1.における申込期間と同一とする。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における申込株数単位と同一とする。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における株式受渡期日と同一とする。 | |
| (8) | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による新株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行の件

- | | | |
|---|---|---------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 30,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。） | |
| (3) 申込期日 | 2026年10月19日（月曜日） | |
| (4) 払込期日 | 2026年10月20日（火曜日） | |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2026年9月9日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 | |
| (6) 割当方法 | 割当価格で東海東京証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本第三者割当による新株式発行を中止する。 | |
| (7) 割当価格 | 未定（上記1.における引受価額と同一とする。） | |
| (8) 申込株数単位 | 100株 | |
| (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。 | | |
| (10) 前記各項を除くほか、本第三者割当による新株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | | |
| (11) 上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。 | | |

5. 親引けの件

上記1.の公募による新株式発行にあたり、当社は、東海東京証券株式会社に対し、引受株式数のうち、20,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による新株式発行及び株式売出しの概要

- (1) 募集株式の数及び売出株式数
- | | | |
|----------|------|-------------------------------|
| ① 募集株式の数 | 普通株式 | 140,000株 |
| ② 売出株式数 | 普通株式 | 引受人の買取引受による売出し 60,000株 |
| | | オーバーアロットメントによる売出し 30,000株 (※) |
- (2) 需要の申告期間 2026年9月2日(水曜日)から
2026年9月8日(火曜日)まで
- (3) 価格決定日 2026年9月9日(水曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 募集・売出期間 2026年9月10日(木曜日)から
2026年9月15日(火曜日)まで
- (5) 払込期日 2026年9月17日(木曜日)
- (6) 株式受渡期日 2026年9月18日(金曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による新株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、東海東京証券株式会社が当社株主である稲垣靖(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年8月14日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、東海東京証券株式会社は、2026年9月18日から2026年10月15日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

東海東京証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,137,700株
公募による増加株式数	140,000株
第三者割当増資による増加株式数	30,000株 (最大)
増加後の発行済株式総数	1,307,700株 (最大)

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 増資資金の使途

今回の公募による新株式発行における手取概算額85,160千円（＊）については、第三者割当による新株式発行における手取概算額上限19,320千円（＊）と合わせた手取概算額合計上限104,480千円を、運転資金として人的資本投資に充当する予定であります。

当社グループは、中堅・中小企業等の一般事業会社向けのコンサルティング事業に加えて、士業法人グループに、会計・税務及び人事・労務等の分野など、当社グループで教育したプロフェッショナル人材を派遣することが特徴です。

中堅・中小企業等の一般事業会社や、事業承継に課題のある士業法人が個別に採用・教育を行うことは難しく、当社グループで採用し、育成した人財がコンサルティング等ソリューションの提供だけでなく、士業法人に人財を送出することがグループ全体のクロスセルの推進及び継続的な収益拡大を成長戦略として描いております。

そのため、当社グループは各専門領域における人材の採用、既存人材の育成及び組織体制の強化が不可欠であることから、調達資金を人的資本投資に充当するものであります。

具体的には、優秀な人材の確保を目的とした人材採用費、新規採用者及び既存従業員の人件費、並びに専門性及びマネジメント能力の向上を目的とした研修費等として、2027年6月期に104,480千円を充当する予定であります。これにより、当社グループのサービス提供体制を強化し、顧客企業への提供価値の向上、顧客基盤の拡大及び収益力の向上を図ることで、中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等にて運用する予定であります。

＊有価証券届出書提出時における想定発行価格700円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

（1）利益配分の基本方針

株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つであると認識し、企業価値の継続的な拡大を図ってまいります。今後の株主の皆様への利益還元にあたりましては、経営成績及び財政状態を総合的に勘案し、財務体質の強化、事業拡大のための投資等にも十分留意しながら、安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

（2）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の変化の激しい経営環境の下で絶え間ない事業拡大を図ることを目的とし、中長期的な事業原資として利用してまいります。

（3）今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

剰余金を配当する場合は、期末配当の年1回を基本方針としております。毎年6月30日又は12月31日を基準日として配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

なお、2025年6月期においては、事業拡大に資金が必要であったため、無配といたしました。

（4）過去の3決算期間の配当状況

	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
1株当たり当期純利益	6,009.06円	28.96円	98.59円
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）	（—）	（—）	（—）
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	46.4%	15.6%	38.3%
純資産配当率	—	—	—

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載していません。
4. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値です。
5. 当社は、2024年10月16日開催の取締役会決議により、2024年11月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は1,137,000株となっております。2024年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 上記5.の株式分割に関連して、株式会社名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(2008年4月4日付名証自規G第8号)に基づき、2023年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、2023年6月期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、監査法人東海会計社の監査を受けておりません。

	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
1株当たり当期純利益	60.09円	28.96円	98.59円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)

5. ロックアップについて

上記1.の公募による新株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である稲垣靖、当社株主である株式会社稲垣及び株式会社日本M&Aセンター、並びに当社新株予約権者である高山隆幸、中川与治、岡本和也、佐藤祐樹、米野井剛、三嶋悦子、神谷英之、斉藤年正、杉本正明、黒須孝雄、松田英雄及び高橋章則は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2027年3月16日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し及び上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、上記1.の公募による新株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行、譲渡制限付株式報酬にかかわる発行及び上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2026年8月14日開催の当社取締役会において決議された東海東京証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社名古屋証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

販売に当たりましては、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「４．株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。